

栗山町水防計画 修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現 行	変更理由
第2章	第2節	4	第2章 水 防 組 織	第2章 水 防 組 織	
			<p>第2節 隣接市町水防管理団体、警察官及び自衛隊との協力応援</p> <p><u>第4 北海道開発局長(河川管理者)への派遣要請</u>  <u>水防管理者は、洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生の恐れがある場合に、河川管理者との水防活動に関する災害情報の共有を行うため、必要に応じて職員の派遣(エリゾンの派遣)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を要請するものとする。</u></p>	第2節 隣接市町水防管理団体、警察官及び自衛隊との協力応援	水防法改正による 「北海道開発局長(河川管理者)への派遣要請」の追加
第3章	第1節	5	第3章 重要水防区域及び水防施設	第3章 重要水防区域及び水防施設	
			<p>第1節 重要水防区域の指定</p> <p><u>第2 重要水防箇所の合同点検</u>  <u>水防管理者等は、重要水防区域を中心として、随時、区域内の河川等の巡視を行うとともに、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防区域の実態を把握しておくものとする。</u></p>	第1節 重要水防区域の指定	水防法改正による 「重要水防箇所の合同点検」の追加
第3章	第2節	5	第3章 重要水防区域及び水防施設	第3章 重要水防区域及び水防施設	
			<p>第2節 水防施設</p> <p>第1 雨量・水位観測所            避難判断水位 <u>54.70m</u>            はん濫危険水位 <u>55.20m</u></p> <p>第2 水防資機材の備蓄と調達            水防作業の実施に伴う水防資機材の保有状況は、別表第4のとおりである。なお、備蓄する資機材に不足が生じたときは、必要に応じ発注調達するものとする。  <u>また、備蓄資器材が不足するような緊急事態に際しては、河川管理者へ応急復旧資器材または備蓄資機材の貸与を要請することができる。</u></p>	<p>第2節 水防施設</p> <p>第1 雨量・水位観測所            避難判断水位 <u>54.30m</u>            はん濫危険水位 <u>55.90m</u></p> <p>第2 水防資機材の備蓄と調達            水防作業の実施に伴う水防資機材の保有状況は、別表第4のとおりである。なお、備蓄する資機材に不足が生じたときは、必要に応じ発注調達するものとする。</p>	<p>基準水位の見直しによる            避難判断水位、はん濫危険水位の修正</p> <p>水防法改正による            「備蓄資機材の貸与」を追加</p>

栗山町水防計画 修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現行	変更理由
第4章	第1節	8 ~9	第4章 通信連絡	第4章 通信連絡	水防法改正による 「北海道開発局札幌開発建設部からの 直接伝達経路」の追加
			第1節 気象警報等の通信連絡 第2 水防活動用気象注意報及び気象警報  (2) 洪水予報(指定河川) 北海道開発局と札幌管区気象台が共同で発表する場合 (別紙)  (3) 水防警報(法第16条第1項) ア 北海道開発局が発表する場合 (別紙)	第1節 気象警報等の通信連絡 第2 水防活動用気象注意報及び気象警報  (2) 洪水予報(指定河川) 北海道開発局と札幌管区気象台が共同で発表する場合 (別紙)  (3) 水防警報(法第16条第1項) ア 北海道開発局が発表する場合 (別紙)	
第4章	第3節	10	第4章 通信連絡	第4章 通信連絡	水防法改正による 「河川管理者の情報提供」追加
			<u>第3節 河川管理者の情報提供</u>  <u>第1 情報提供</u> <u>河川管理者は、必要に応じ河川に関する情報(夕張川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CC TVの映像、ヘリ巡視の画像)を水防管理団体に提供する。</u>		
第5章	第1節	13	第5章 水防活動	第5章 水防活動	名称の変更  水防法改正による 「水防従事者の安全確保」追加
			第1節 町の非常配備体制  第2 非常配備を指令したときの措置 水防管理者は、非常配備を指令したときは、水防関係 機関に通知するとともに、 <u>空知総合振興局長</u> に報告する ものとする。  <u>第3 水防従事者の安全確保</u> <u>町は、危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保が</u> <u>図られるよう、平時からの意識啓発や発災時の迅速な情</u> <u>報提供などに努めるものとする。</u>	第1節 町の非常配備体制  第2 非常配備を指令したときの措置 水防管理者は、非常配備を指令したときは、水防関係 機関に通知するとともに、 <u>空知支庁長</u> に報告するもの とする。	

栗山町水防計画 修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現 行	変更理由
第5章	第6節	15	第5章 水防活動	第5章 水防活動	
			第6節 決壊通報 第1 決壊通報  1 堤防等の決壊通報系統図 <u>地域創生部</u>  2 <u>異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図</u>	第6節 決壊通報 第1 決壊通報  1 堤防等の決壊通報系統図 <u>地域振興部</u>  2 <u>ダム決壊通報系統図</u>	名称の変更  北海道水防計画との整合 見出しの修正
第5章	第7節	16	第5章 水防活動	第5章 水防活動	
			第7節 水防信号  第1 水防信号 <u>第1信号</u> <u>第2信号</u> <u>第3信号</u> <u>第4信号</u>  (別紙)	第7節 水防信号  第1 水防信号 <u>警戒信号</u> <u>出動第1信号</u> <u>出動第2信号</u> <u>危険信号(避難)(立退き)</u>  (別紙)	北海道水防計画との整合
第5章	第8節	16	第5章 水防活動	第5章 水防活動	
			第8節 水防標識及び立入検査証 第1 水防標識  標旗サイズ 縦 <u>44cm</u>  (別紙)	第8節 水防標識及び立入検査証 第1 水防標識  標旗サイズ 縦 <u>60cm</u>  (別紙)	標旗サイズの修正
第8章		21	第8章 水防訓練	第8章 水防訓練	
			第1 水防訓練  水防管理者は、消防機関の職員及び団員に対し、随時水防工法についての技能を習得させるとともに、法第35条に定めるところにより、毎年水防訓練を実施するものとする。 <u>また、必要に応じ河川管理者に水防訓練及び水防技術講習会への参加を要請する。</u>	第1 水防訓練  水防管理者は、消防機関の職員及び団員に対し、随時水防工法についての技能を習得させるとともに、法第35条に定めるところにより、毎年水防訓練を実施するものとする。	水防法改正による「水防訓練及び水防技術講習会への参加の要請」追加